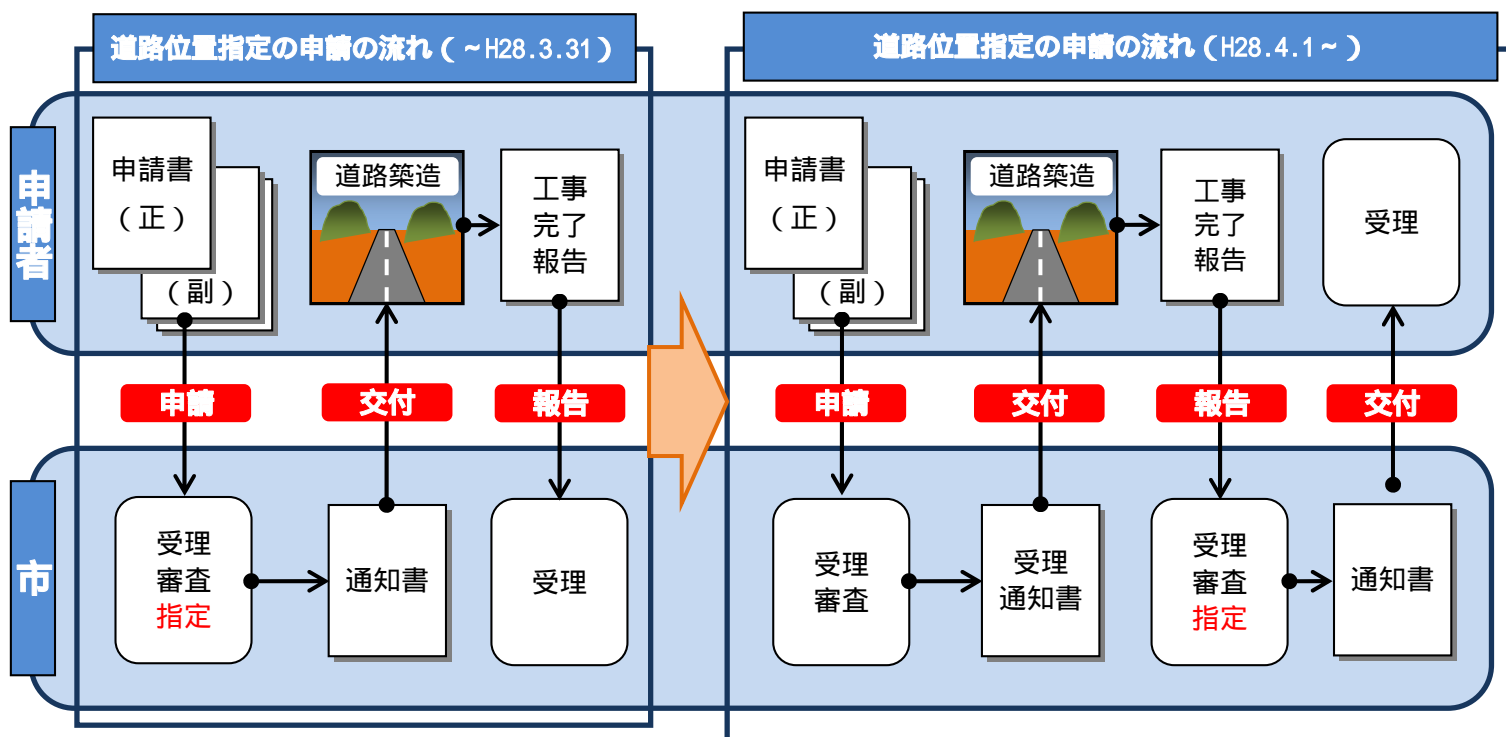


平成28年4月1日から 道路位置指定の手続きが 「**築造前指定**」から「**築造後指定**」 に変わります。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定するいわゆる「道路位置指定」について、申請内容の確実な履行を担保等するため、申請手続きや道路幅員等の基準を次のとおり見直し、平成28年4月1日から運用を開始します。

1 手続きを「築造前指定」から「築造後指定」に見直します。

現在の「築造前指定」から「築造後指定」に手続きを見直し、道路築造の履行を指定の要件とします。



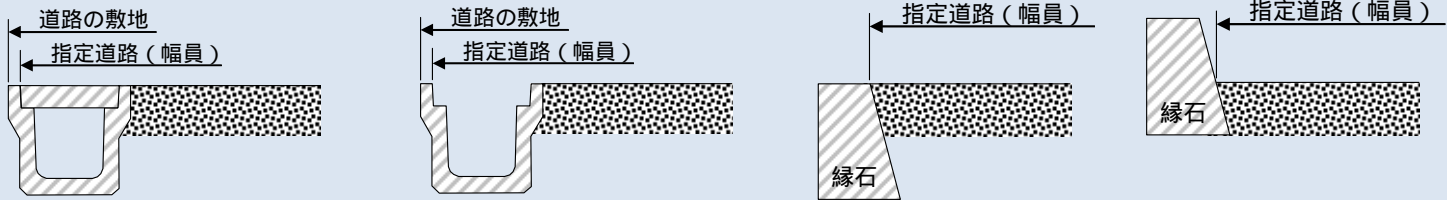
改定の留意事項等

- 現在の制度では、指定道路のみに接道する敷地への建築について、道路の築造に関わらず建築確認の申請が可能でしたが、平成28年4月1日からは、申請者が道路を築造し、道路位置指定通知書の交付を受けなければ建築確認を申請することができません。
- 道路位置指定に係る審査期間を短縮するため、道路築造の計画などについて、事前相談に応じています。

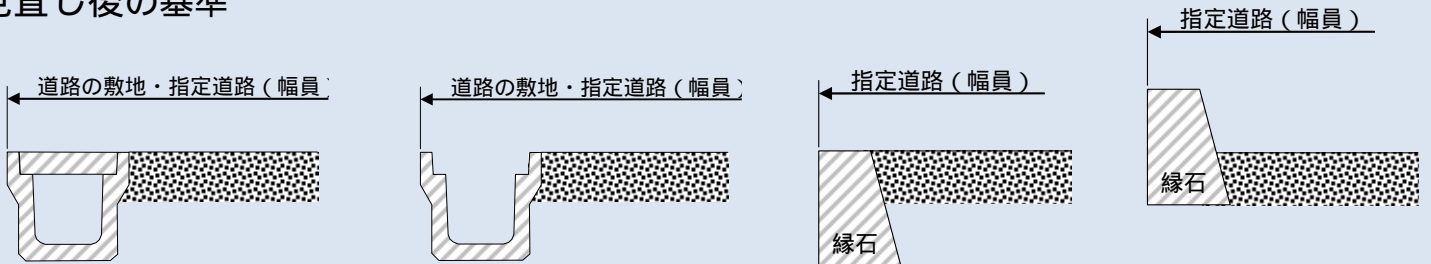
2 道路幅員の見直し

側溝の縁の部分道路幅員に含めるなど、これまでの道路幅員を見直します。

現在の基準



見直し後の基準



3 工事完了チェックリストの作成

工事完了チェックリストは、申請者自らが、延長や幅員などの各項目について、申請時の内容と築造した道路の出来型を確認するものです。

申請時の内容と築造した道路との出来型が異なる場合など、申請内容に変更が生じた場合については、事前に建築住宅課にご相談ください。

工事完了チェックリスト	
第3号書式	
工事完了チェックリスト	
年 月 日	
(宛先) 上越市長	確認者
	住所
	事務所名
	氏名
	資格
現地調査の結果、以下のとおり確認しました。	
現地調査年月日	年 月 日
道路	幅 員 m <input type="checkbox"/> 申請書のとおり <input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	延 長 m <input type="checkbox"/> 申請書のとおり <input type="checkbox"/> 申請書と異なる
道が同一平面で交差、接続、屈折する箇所	
	角 度 度 <input type="checkbox"/> 申請書のとおり <input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	すみ切りの有無 有 無 <input type="checkbox"/> 申請書のとおり <input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	すみ切りの辺の長さ m <input type="checkbox"/> 申請書のとおり <input type="checkbox"/> 申請書と異なる
道路の構造(舗装種別等)	アスファルト 砂利 <input type="checkbox"/> 申請書のとおり <input type="checkbox"/> 申請書と異なる
縦断勾配	% <input type="checkbox"/> 申請書のとおり <input type="checkbox"/> 申請書と異なる
側溝、側溝その他の施設	有 無 <input type="checkbox"/> 申請書のとおり <input type="checkbox"/> 申請書と異なる
転回広場の有無	有 無 <input type="checkbox"/> 申請書のとおり <input type="checkbox"/> 申請書と異なる
転回広場の形状	R= m <input type="checkbox"/> 申請書のとおり <input type="checkbox"/> 申請書と異なる
その他	
注 1 形状が異なる道路及び道が交差、接続、屈折する箇所等が複数存在する場合には適宜、表を追加して記入すること。	
2 現地が申請書のとおり施工されているかを確認の上、チェック欄に「○」又は「■」を記入すること。	
3 「○申請書と異なる」欄にチェックが付いた場合は、別紙第2号書式に定める工事完了届の提出前に、当該工事完了チェックリストに変更内容がわかる設計図書を添えて、事前に協議すること。	

道路位置指定に関するお問い合わせ先

〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号

上越市役所 都市整備部 建築住宅課 指導係

TEL : 025-526-5111 (内線 1394・1337・1504) FAX : 025-526-6112